

嵯峨嵐山デジタルマップに係る秋の広報宣伝業務委託に係る
公募型プロポーザルの実施に関する質問への回答について

No.	質問	回答
1	<p>仕様書2 (2) に記載されている「デジタルスタンプラリーの開催」とは具体的に何を示しているのか。どのようなものをお考えでしょうか。</p>	<p>「デジタルスタンプラリーの開催」は、仕様書にも掲載しているデジタルマップ「嵯峨嵐山周遊ガイド」内において実施するものです。</p> <p>前回（春）は嵯峨エリアにおける5つの寺社を対象スタンプラリースポットとして設定し、嵯峨エリアへも周遊いただく取組を行いました。（秋については現在調整中）</p> <p>なお、スタンプラリーの開催を含むデジタルマップに関する業務については、別事業者へ委託をすることとなりますので、スタンプラリーの開催については業務対象外となります。</p>
2	<p>仕様書3 (1) に記載されているポスターは、案内誘導員によるPR時に使用するものとして作成してよいのでしょうか。</p>	<p>①デジタルマップ通年用は、デジタルマップ「嵯峨嵐山周遊ガイド」の宣伝ポスター、②スタンプラリー開催用については、スタンプラリー開催の告知ポスターを想定しております。</p> <p>作成いただいたポスターについては、案内誘導員によるPR時に使用いただいても問題ありません。</p>